

広告美術科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（広告美術科）の実技及び学科試験に合格した人。
職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 2 の検定職種（広告美術仕上げ）の技能検定 1 級に合格し、職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 広告物製作
		② 広告物施工
学科試験の科目のうち関連学科	系基礎学科	① マーケティング論(市場調査 仕様及び積算)
		② デザイン(デザイン史 構成 色彩 造形 図案 製図)
		③ 材料及び加工法(加工法 各種材料と特徴)
		④ 安全衛生(安全管理 衛生管理)
	専攻学科	① 広告美術(広告物の定義 企画及び表現 関係法規)
		② 施工法(広告物の製作及び取付法 ディスプレイの製作及び施工法)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48 時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受講資格		実務経験 必要年数	備考
学校教育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職業訓練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする
1 級技能検定合格者（広告美術仕上げ）		0	

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

事務科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（事務科）の実技及び学科試験に合格した人。
公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験，平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有し，職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で，看護，看護実習，家庭，家庭実習，情報，情報実習，農業，農業実習，工業，工業実習，商業，商業実習，水産，水産実習，福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 文書実務
		② 計算実務
		③ 簿記及び会計実務
学科試験の科目のうち関連学科	系基礎学科	① 事務一般(企業形態 企業組織 応接法 OA 機器 関係法規)
		② 安全衛生(安全管理 衛生管理)
	専攻学科	① 事務(総務実務 文書実務 人事実務 営業実務 OA 事務)
		② 簿記・会計(商業簿記 工業簿記 原価計算 財務諸表論 税務計算)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受講資格		実務経験 必要年数	備考
学校 教育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職業 訓練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は，宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

電気工事科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（電気工事科）の実技及び学科試験に合格した人。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		① 電気工事
		② 動力制御回路工事
学科試験の科目 のうち関連学科	系基礎学科	① 電気理論(電気磁気学 直流及び交流理論)
		② 電気機器(電気機器 電気材料)
		③ 電気製図(読図法)
		④ 計測工学(電気計測 測定及び試験)
		⑤ 安全衛生(安全管理 衛生管理)
		⑥ 関係法規(電気事業法 電気工事士法)
	専攻学科	① 配線設計(受電設備設計 引込配線設計 屋内配線設計)
		② 電気工事(接地工事 受電設備配線 引込配線工事 高圧線工事 屋内配線工事 関連設備)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受講資格		実務経験 必要年数	備考
学校 教育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職業 訓練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）

自動車整備科の職業訓練指導員免許の取得方法

次のいずれかの要件を満たす場合には、申請により職業訓練指導員免許が取得できます。

- (1) 指導員訓練のうち厚生労働省令で定める訓練課程を修了した人。
- (2) 職業訓練指導員試験（自動車整備科）の実技及び学科試験に合格した人。
 職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に規定する自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成十二年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による一級四輪自動車整備士又は昭和五十三年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する人で、職業訓練指導員試験の指導方法に合格している人を含む。
- (3) 次の表の試験科目を修めた人で、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の教科について高等学校の教員の普通免許状を有する人。

実技試験の科目		自動車整備
学科試験の科目のうち関連学科	系基礎学科	① 自動車工学(自動車 内燃機関 シヤシ 電気及び電子装置 車体 燃料及び潤滑剤)
		② 材料(自動車用材料)
		③ 安全衛生(安全管理 衛生管理)
		④ 関係法規(道路運送車両法)
	専攻学科	自動車整備法(整備法 検査法 整備及び検査機器)

- (4) 厚生労働大臣が指定する講習（48 時間講習）を修了した人。

講習の主な受講資格

受 講 資 格		実務経験 必要年数	備 考
学 校 教 育	●大学卒業	2	
	●高等専門学校卒業	4	
	●短期大学卒業	4	
	●職業課程の高等学校卒業	7	
職 業 訓 練	○応用課程の高度職業訓練修了	1	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	3	技能照査合格者とする
	○専門課程の高度職業訓練修了	4	
	○普通課程の普通職業訓練修了	6	技能照査合格者とする

●印は（3）の表の試験科目を履修していることが必要です。

○印は免許職種に相当する訓練科を修了していることが必要です。

※不明な点は、宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第二班までお問い合わせください。

（電話：022-211-2763 FAX：022-211-2769 Email：sanzinj2@pref.miyagi.lg.jp）